

「大竹市子ども・子育て会議」について

1 位置づけ

子ども・子育て支援法第72条に規定する市町村における合議制の機関で、本市においては、大竹市附属機関設置に関する条例に基づく市長の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）。

《参考》子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布）【抜粋】

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえなければならない。

2 役割

- 自治体が教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画（本市においては、「大竹市子ども・子育て支援事業計画」）を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならない。
- 自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。

【子ども・子育て支援法第72条による所掌事務】

- (1) 特定教育・保育施設（認定子ども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3 会議の構成（委員）

- ・子ども・子育て支援に関する学識経験者
- ・子どもの保護者
- ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ・事業主を代表する者
- ・労働者を代表する者
- ・その他市長が必要と認めた者

4 委員の身分及び任用等

＜身分＞ 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職

＜任期＞ 2年

＜報酬＞ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給

＜守秘義務＞ 委員は、会議において知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはいけない。

5 会議の進め方

- 会議は、会長が招集し議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に召集する会議は、市長が招集する。
- 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。